⑵　契約書作成の要否　要
⑶　関連情報を入手するための照会窓口　上記１⑸に同じ。
⑷　上記２⑴イに掲げる競争参加資格の決定を受けていない単体企業又は上記２⑵に掲げる共同体としての資格の決定を受けてない者（競争参加資格の決定を受けてない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記３⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
⑸　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑹　詳細は説明書による。
５　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Terrestrial Creatures Surveys, Camp Schwab (2010)
⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 24 June 2010
⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 11 August 2010
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division, General Affairs Department, Okinawa Defense Bureau, MOD, 290―9 Aza-Kadena, Kadena-cho, Nakagami-gun, Okinawa 〒904―0295 TEL 098―921―8131 (Ext. 155)

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

H22行徳可動堰改築工事に係る異工種建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「異工種建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年６月14日

関東地方整備局長　菊川　　滋

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
１　工事名　H22行徳可動堰改築工事（電子入札対象案件）
２　工事場所　左岸）千葉県市川市稲荷木２丁目地先
右岸）千葉県市川市河原地先
３　工事内容
（一般土木工事）
堰柱補強工：４箇所、操作台拡幅工：４箇所、地盤改良工：（固結工Ｌ＝10m）約100本、擁壁工：（４箇所）１式、逆Ｔ型擁壁工：約800㎡、既成杭工：約130本、護岸復旧工：約1,400㎡、高水敷保護工：約1,300㎡、修理用ゲート格納庫工：１式、機械室工：４棟、撤去工：１式、仮設工：１式
（機械設備工事）
行徳可動堰ゲート設備（純径間：29.8m、扉高：5.0m）：３門、扉体・戸当り・開閉装置・操作制御設備・電源設備、修理用ゲート設備（純径間：35.5m、扉高：5.0m）：１門、扉体・戸当り（上流・下流）、上流仮設ゲート設備（純径間：35.5m、扉高：5.0m）：１門、下流仮設ゲート設備（純径間：35.5m、扉高：5.0m）：２門
工期　契約の翌日から平成26年８月29日まで。
４　申請の時期
平成22年６月14日から平成22年７月14日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成22年７月15日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
５　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（異工種建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成22年６月14日から　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹内線2525において異工種建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書㋑（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成22年６月14日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２を使用すること。）。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
６　異工種建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない異工種建設工事共同企業体については、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の異工種建設工事共同企業体については、平成22年３月31日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して異工種建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　異工種建設工事共同企業体の構成　異工種建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。
①　次に掲げる一般競争参加資格の条件のうち該当する認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
㋐　一般土木工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
㋑　機械設備工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
②　一般土木工事に係る一般競争参加資格により参加する異工種建設工事共同企業体の構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　異工種建設工事共同企業体の構成員は、平成22年７月14日において次の要件を満たすものとする。
①　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）